

境港市森林整備計画

樹立年月日 令和7年（2025年）3月25日

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和 7 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日} \end{array} \right)$

鳥 取 県
境 港 市

目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の造林の基準
- 5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林の経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護等に関する事項

- 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備
- 4 その他必要な事項

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

境港市は、鳥取県の北西部、弓浜半島の北部に位置し、東は美保湾に、西は中海に、北は境水道に囲まれ、南は米子市と接している。

本市の総面積は、2,911ha であり、総森林面積は 41ha で、総面積の 1.4%を占めるにすぎない。そのうち民有林が 35ha を占めており、クロマツを主体とした人工林の面積は 21ha で、人工林率 60%となっている。

本市の森林はクロマツを主体とした人工林帯が大部分であり、近年は、松くい虫の被害が増大しており、自然の維持・保存、防風林の機能として市の木に指定されているこのクロマツを今後、どのように維持していくのが課題である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。

注1：本計画においては、森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

注2：森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注3：これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備及び保全の基本的な考え方を実現していくため、地域森林計画で定める森林の整備及び保全の基本方針を踏まえ、地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、生活環境保全機能を重視する「快適環境機能維持増進森林」に区分し、望ましい森林の姿に誘導するよう努める。

また、適切な森林整備及び保全を推進していくためには、市全体の発展方向に十分留意するとともに、国、県等の補助事業を活用する。

① 国道 431 号線沿線においては、景観の維持向上を図り、また、飛砂、潮害の防備及び防風林の役割を担いながら整備・保全を推進する。

② 竜ヶ山公園においては、残された山林を保全するとともに、地域住人の憩いの場としての整備・保全を推進する。

③ その他の地区においては、自然の維持・保存の森林として整備・保全を促進する。

森林の区分	森 林 整 備 及 び 保 全 の 推 進 方 向
-------	---------------------------

快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
------------------------------------	---

3 森林施業の合理化に関する基本方針

山林を保全するため、森林病虫害防除事業による被害木の特別伐倒駆除を実施する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。ただし、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務付けるものではない。

主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、また長伐期施業を行う場合の伐採林齢は、標準伐期齢の2倍程度を目安とする。

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針	クヌギ	その他広
全 域	40年	45年	35年	45年	10年	20年

注）マツとはアカマツ及びクロマツをいう。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整第1157号林野庁官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引き」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と維持増進に配慮して行う。この際、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定する。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行う。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風倒の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

ア 皆伐

（ア）皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて保護

帯を設ける。

(イ) 皆伐の時期については、公益的機能の発揮との調和に配慮し、長期化を図ると共に、多様な林齢で伐採する。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行う。

(エ) 皆伐後天然更新を行う場合は、一か所当たりの伐採面積及伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため11月から3月までの間に伐採するものとする。人工林の生産目標ごとの主伐時期は、下表の期待径級を目安として定める。

樹 種	生産目標	期待径級 (cm)
ス ギ	心持ち柱材	18
	一般建築材	26
	造 作 材	34
ヒノキ	心持ち柱材	18
	一般建築材	26
	造 作 材	34
マ ツ	一 般 材	18
	梁 桁 材	28

イ 択伐

(ア) 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行う。

(イ) 森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし伐採率は30%以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては40%以下）を基準とする。

3 その他必要な事項 該当なし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発

揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は、市町村の区域内の森林の自然的条件及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類等の針葉樹及び有用な広葉樹の中から最も適合する樹種を定める。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ クヌギ、コナラ、ケヤキ 等	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立て方法	標準的な植栽本数（本/ha）
ス ギ	中仕立て	3, 0 0 0
	疎仕立て	1, 5 0 0
ヒ ノ キ	中仕立て	3, 0 0 0
	疎仕立て	1, 5 0 0
マ ツ	中仕立て	3, 0 0 0
	疎仕立て	1, 5 0 0

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	植え付けの障害となる雑木林、ササ類等の刈り払い及び伐採木の末木枝条を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。
植え付けの方法	苗木を植栽する穴は深めに掘り、根を広げて土と根をなじませ、掻き出した土を戻す。苗木のまわりを適度に踏みつけ、乾燥を防ぐため落葉等で苗木の根元をおおう。
植栽の時期	苗木の生長活動の盛んな時期の植え付けは避け、春植えにおいては苗木の生長が始まる直前に、また秋植えにおいては苗木の生長が終わる頃に行う。

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにあたっては伐採後原則として2年以内に更新する。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採後おおむね5年を超えない期間を目安として、天然力を活用した更新を推進する。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、市町村の区域内の自然条件や社会的な要請等を勘案して、以下の樹種を主体して、的確な更新が図られる樹種を定める。

天然更新対象樹種	アカマツ、クロマツ
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、ケヤキ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種

樹 種	期 待 成 立 本 数
アカマツ、クロマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ等	「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）に定める期待成立本数による。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈出し	天然幼稚樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、幼稚樹の周囲を刈り払い幼稚樹の成長の促進を図る。
植込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行う。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株あたり2本残すものとし、それ以外を掻き取る。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了については、「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとし、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採後おおむね5年を超えない期間を経過した時点で、更新の完了基準に基づき、県又は市町村による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽掻き、刈出し、補植等を行い確実な更新を確保する。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
該当なし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の造林の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

人工造林をすべき樹種は、市町村の区域内の森林の自然的条件及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類等の針葉樹及び有用な広葉樹の中から最も適合する樹種を定める。

区 分	樹 種 名
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツクヌギ、コナラ、ケヤキ等

イ 天然更新の場合

天然更新の対象樹種は、市町村の区域内の自然条件や社会的な要請等を勘案して、以下の樹を体して、的確な更新が図られる樹種を定める。

天然更新対象樹種	アカマツ、クロマツ
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、ケヤキ等

(2) 生育し得る最大の立木の本数

「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林産部林政課長通知）で定める期待成立本数とし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新する。

5 その他必要な事項

該当なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

原則として、間伐の間隔は、スギの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年、ヒノキの標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で20年とする。

樹 種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）				標準的な方法
			初 回	2回目	3回目	4回目	
ス ギ	大径材	3000	15 ～ 20	25 ～ 30	35 ～ 45	50 ～ 60	原則としてスギ林分密度管理図を利用する
	一般材	3000	15 ～ 20	25 ～ 35			
ヒ ノ キ	大径材	3000	15 ～ 20	25 ～ 30	40 ～ 50	60 ～ 70	原則としてヒノキ林分密度管理図を利用する
	一般材	3000	15 ～ 20	25 ～ 35			

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の 種 類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～20	21～25	26～30	
下刈り	スギ ヒノキ	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△									
つる切								←	△	→		←	△	→						
除 伐											←	○	→			←	△	→		
枝打ち													←		○		→	←	△	→

3 その他必要な事項 該当なし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林であり、快適環境機能維持増進森林となる。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定
該当なし。

イ 施業の方法
該当なし。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定
次の①から③までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期

齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針	クヌギ	その他広
	6 4 年	7 2 年	5 6 年	7 2 年	1 6 年	3 2 年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし。

(2) 施業の方法

該当なし。

3 その他必要な事項

該当なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし。

4 森林の経営管理制度の活用に関する事項

該当なし。

5 その他必要な事項

該当なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
該当なし。
- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし。
- 3 作業路網の整備に関する事項
該当なし。
- 4 その他必要な事項
該当なし。

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
該当なし。
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
該当なし。

- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

当市に所在する株式会社日新は国内有数の合板メーカーであり、型枠用合板等の新用途製品の生産拡大や、外材に比べ価格・量ともに安定した国産材の積極利用による生産コストの低減や効率的な生産体制の構築を図ることで、外材から国産材に転換を図り川上と川下の連携強化と再造林率向上に貢献する。また、合法伐採木材の流通促進の観点から、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定
該当なし
 - (2) 鳥獣害の防止の方法
該当なし
- 2 その他必要な事項
該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護等に関する事項

- 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法
 - (1) 森林病虫害の駆除及び予防の方針及び方法
森林病虫害防除事業により被害木の特別伐倒駆除を実施することにより、被害地域の拡大防止に努めているところであり、地域住民に対する啓発活動を積極的に行い、地域と一体となった健

全な森林育成に努める。

- (2) その他
該当なし。

- 2 鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）

該当なし。

- 3 林野火災の予防の方法

職員等により巡視を実施し、火災予防の啓発指導をはじめ、保安林の巡視、違法行為の発見と指導、病害獣害その他災害の発見等に努める。

- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし。

- 5 その他必要な事項

該当なし。

なお、病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合については、伐採を促進することについて、市長が個別に判断する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域

該当なし。

- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし。

- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当なし。

- 4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項

該当なし。

- 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし。

- 4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

地域住民が森林にふれあう機会を提供し、森林・林業の学習や体験活動を支援することで、森林を地域住民で守り育てる意識の醸成を図り、住民参加による森林整備を推進する。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

米川は、本市を始め、上流の米子市の水源として重要な役割を果たしている。このようなことから、上流の森林造成に参加してもらうよう積極的に働きかける。

(3) その他

該当なし。

6 その他必要な事項

該当なし。

別表 1

区 分	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 ～ 3 林班全て	36
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

別表 2

施業の方法	森 林 の 区 域	面 積 (ha)
長伐期施業を推進すべき森林	1 ～ 3 林班全て	36